

和歌山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。次条において「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム（都道府県が設置するものを除く。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第3条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条から第7条までに規定するもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下この条及び次条において「省令」という。）の規定（省令第9条を除く。）の規定による基準をもって、その基準とする。

(記録の整備)

第4条 省令第9条の規定は、養護老人ホームが整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、同条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「当該処遇を行った日から5年間」と読み替えるものとする。

(人権擁護)

第5条 養護老人ホームには、入所者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置かなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(災害対策推進員の配置)

第6条 養護老人ホームには、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

(安全管理対策推進員の配置)

第7条 養護老人ホームには、入所者の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。